

白山市松任文化会館

テナント出店者募集要項

令和8年3月

白山市

1 募集の目的

白山市松任文化会館は、ホール棟・カルチャー棟からなる複合文化施設です（令和6年度利用人数88,846人）。

ホール棟の大ホール座席数は市内最大の1,186席を有し、大規模な催事にもご利用いただいております。

カルチャー棟には、文化活動や生涯学習のほか、各種研修に利用いただける研修室が6室あります。昭和52年の開館以来、市民教養の向上及び芸術文化の振興を図り、市民福祉の向上に努めております。

白山市では、松任文化会館を訪れる幅広い年代の方々に交流・憩いの場を提供するため、カルチャー棟1階にテナントフロアを設けており、これまで喫茶店が出店し営業しておりましたが、令和7年12月31日をもって出店者が退去したため、当該フロアの新規出店希望者について、企画提案により募集します。

2 施設の概要

(1) 施設の立地

IR松任駅南に位置し、周辺には松任城址公園をはじめ、松任中川一政記念美術館、松任ふるさと館、千代女の里俳句館、市民工房「うるわし」、市立博物館、松任図書館や児童館を複合する松任学習センタープララなどの文化施設が立地しており「文教ゾーン」を形成しております。

(2) 施設の所在地

石川県白山市古城町2番地

(3) 施設の規模

- ① 敷地面積 7,775 m²
- ② 建築面積 3,317.2 m²
- ③ 延床面積 8,413.3 m²
- ④ 主体構造 RC造
- ⑤ 建物階数 地上5階 地下1階
- ⑥ 開館日 火曜日から日曜日（月曜日休館、但し月曜日が祝休日の場合は、その直後の平日）
- ⑦ 開館時間 午前9時から午後10時（但し、利用者がいない場合は午後8時まで）
- ⑧ 駐車場：普通車70台（身体障がい者用4台を含む）、

(4) 交通アクセス

- ・IR松任駅から徒歩約3分
- ・北陸鉄道バス「松任」停留所より、徒歩3分
- ・白山市コミュニティバス「めぐーる」停留所より、徒歩1分
- ・北陸自動車道白山インターから車で約10分

(5) 施設管理

指定管理者制度により運営しております。

3 募集店舗の概要

設置フロア等	設置フロア	カルチャー棟1階
	面積 (m ²)	100.8
設備等	設備	電気及び上下水道設備 LED照明 空調設備及び排煙設備 給湯器、手洗器2 テレビ配線 機械警備
	内装工事	床、壁、天井等の建築物、衛生設備、電気設備、空調設備の改修及び造作等は市と協議のうえ、出店者の負担により行うものとします。

4 営業基本条件

営業日等	開始日	令和8年5月以降 (要協議)
	営業内容	地産地消を意識・活用した飲食メニュー (アルコール類は除く) や商品若しくは文化会館利用者や市民ニーズを意識したサービスを提供する営業とし、コンセプト及び主要メニュー等については、出店企画書 (様式4参照) にて提案していただきます。
	休業日	原則白山市松任文化会館の休館日
	営業時間	市との協議によりますが、営業時間は原則午前9時から午後8時までの間の時間とし、企画書にて提案していただきます。
使用等	使用期間	令和13年3月31日まで
	使用許可条件	使用許可期間中であっても、使用料を3ヶ月間滞納した場合、取り消すこととします。
	基本使用料	月額78,000円 (年額936,000円)
	光熱水費等	電気料金、上下水道料金及び機械警備委託費は別に実費を徴収します。

5 経費の負担区分

		市	出店者
光熱水費	電気		○
	上下水道		○

設備及び備品	保守・修理		○
清掃（日常及び特別）			○
ごみ処理費			○
機械警備委託費			○
電話料金（加入・工事費を含む）			○
インターネット料金（加入・工事費を含む）			○
従業員用駐車料金（施設敷地内に3台まで）			○
各種保険料			○
営業許可に係る費用			○

※ 上表以外の経費については、市と協議の上、決定することとします。

※ 光熱水費については、指定管理者から電気計器等により算出された額を毎月請求しますので、納付していただきます。

※ ごみ処理については、出店者が処理業者と契約の上、適切に処理していただきます。

6 応募資格

1	公共施設である白山市松任文化会館内において経営を行うにふさわしい経営資力、信用、技術、能力等を有すると認められる石川県内の企業若しくは団体または個人。なお、企業若しくは団体が共同で応募することも可能とします。
2	応募者は、営業に必要な有資格者を従事させることができる者としてします。
3	応募者は、白山市から指名停止措置又は指名除外の措置を受けていない者としてします。
4	応募者は、国税及び地方税の滞納が無い者としてします。
5	応募者は、会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続きを行っていない者としてします。
6	応募者は、食品衛生法に基づく処分を過去3年間受けていない者としてします。
7	応募者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から6号に規定する暴力団や暴力団員でない者としてします。
8	応募者は、公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体に属さない者としてします。

7 その他留意事項

(1) 施設の運営について、白山市と協力・連携し、施設の利用を促進するよう努めること。

(2) 許可に基づく権利を第三者に転貸、若しくは譲渡のほか担保に供することはできません。

(3) 営業による損失等について白山市は一切の責任を負わないため、賠償責任保険等に加入すること。

(4) 営業に関し、許認可を必要とする場合、出展者の責任において取得するこ

と。

(5) 営業にあたり、労働基準法、会計法規、条例規則その他の関係法令を遵守すること。

(6) 本施設及び設備等については、注意義務をもって管理し、汚損、故障、減耗等が生じた場合は、出店者の責任で維持補修すること。ただし、天災、その他出店者の責任によらない事由による場合は、市と協議の上、市の負担で補修する。

(7) 以下の場合、速やかに市に報告し、その指示に従うこと。

・従業員が本施設の利用者に迷惑をかけ、またはその恐れがあると認められる場合。

・事故、火災その他の人的物的被害が発生し、または発生する恐れがあると認められる事態が発生した場合。

・利用者からの苦情、その他報告すべき必要があると認められる事態が発生した場合。

(8) 退去する際は、出店者の責任において原状回復すること。

(9) 本要項に定めのないものは、市と協議の上、取り決めることとする。

8 公募スケジュール

(1) 質問の受付 3月31日(火)まで

(2) 現地確認 3月11日(水)、3月13日(金)午後2時から4時

(3) 出店申込書の提出 3月31日(火)まで

(4) 選考会(プレゼンテーション)の実施 4月中旬

(5) 審査結果の通知 4月下旬

9 応募の手続き等

(1) 現地確認

施設、設備等を市の立ち会いのもと確認できます。希望する場合は、下記の日程で実施しますので、必要に応じてお越しください。

・実施日時 3月11日(水)及び3月13日(金) 午後2時から4時

・申し込み 不要

(2) 質問の受付

企画書の作成に関する質問は、電話で受け付けます。

(3) 出店申込書の提出

・提出書類 提出書類一覧に記載の書類

・提出部数 3部(1部のみ正本とし、残り2部は複写で可とします。)

・提出期限 3月31日(火)17時15分まで

・提出方法 提出書類一式を、白山市観光文化スポーツ部文化課まで持参又は郵送して下さい。(松任文化会館ピーノでは受付いたしません。)

10 出店候補者の選考

(1) 選考方法

応募者の中から出店候補者を1名(1団体)選考します。選考は、市が定める委員により構成された選考会において行います。選考会では、申込者にプレゼンテーションを行っていただきます。

(2) 選考基準

選考会では、次の項目に基づいて選考を行い、委員による協議の結果、最も優れた企画をした申込者を出店候補者に選定します。

	選考項目	選考内容
1	経営状況	・財務状況の評価
2	出店計画書	・出展計画の具体性、適切性の評価
3	企画内容	・コンセプト ・店舗演出、販促計画、サービス ・本施設との連携 ・人員配置などの評価

(3) 選考結果の通知

令和8年4月下旬に、選考結果を全ての申込者に書面で通知します。

1 1. 選考後の流れ（出店手続き等）

(1) 使用許可申請

出店候補者には、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項に基づく、行政財産使用許可の申請を行っていただきます。

(2) 出店準備

出店候補者は、具体的な営業開始日の決定、設備工事等のスケジュール確認など出店に必要な協議を市と行いながら出店に向けた準備を行うものとします。

【お問い合わせ】

白山観光文化スポーツ部文化課

TEL : 076-274-9573 FAX : 076-274-9546

E-mail : bunka@city.hakusan.lg.jp